

岡山市雇用対策協定運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成29年3月21日付けで、岡山市と厚生労働省岡山労働局（以下「労働局」という。）が締結した岡山市雇用対策協定第4条に基づき、岡山市と労働局から構成される「岡山市雇用対策協定運営協議会」（以下「協議会」という。）の設置に関することを定める。

(協議事項)

第2条 協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 実施状況の業績評価及び改善策
- (3) 岡山市からの要請事項
- (4) 労働局からの要請事項
- (5) その他事業の運営に必要な事項

(協議会)

第3条 協議会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催する。なお、協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

(秘密保持)

第4条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、岡山公共職業安定所に事務局を置く。

附 則

この規約は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月27日から施行する。

別表1（第3条関係）

団体名	構成員
厚生労働省 岡山労働局	職業安定部長 職業安定部職業安定課長 職業安定部職業対策課長 雇用環境・均等室長 岡山公共職業安定所長 西大寺公共職業安定所長 岡山公共職業安定所職業相談部長 岡山公共職業安定所雇用開発部長 岡山公共職業安定所就職支援部長
岡山市	産業観光局長 産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課長 市民協働局市民協働部移住定住支援担当課長 市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課長 保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課長 保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課長 保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課長 岡山っ子育成局保育・幼児教育部保育・幼児教育課長 岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課